

物故者の追悼記事掲載に関する申し合わせ

1. 栄養学雑誌に掲載する物故者の追悼記事は別表により行うものとする。

役職	掲載方法
名誉会員	追悼文（概ね1ページ）を雑誌冒頭に掲載
終身会員	訃報記事を掲載
学術総会会長	訃報記事を掲載
理事長	訃報記事を掲載
副理事長	訃報記事を掲載
理事	訃報記事を掲載
監事	訃報記事を掲載
評議員	訃報記事を掲載
栄養学雑誌編集委員長	訃報記事を掲載

2. 名誉会員の追悼文の掲載は、次の手続きによりこれを行う。
 - (1) 事務局から理事・監事に訃報を連絡する。
 - (2) 理事長主体で追悼文執筆者を検討し、執筆候補者の内諾を得る。理事・監事は、執筆適任者を理事長に推挙する。
 - (3) 理事長と編集委員長の連名で追悼文執筆依頼を行う。
 - (4) 執筆依頼後、追悼文の受取や校正などの編集業務にかかる作業は、編集委員会事務局が担当する。
 - (5) 追悼文執筆者の要望により、遺族に追悼文掲載誌をお送りする。
3. 本申し合わせの改定は理事会の議決による。

付則

- 1 本申し合わせは、平成15年度開催の理事会の議を経て平成16年7月18日から施行する。
- 2 任意団体日本栄養改善学会において、同等の職務に相当する役員を務めたものには、本申し合わせを適用する。
- 3 本申し合わせの改定は、2021年（令和3年）5月23日の理事会の議を経て、2021年（令和3年）5月24日から施行する。